

## 船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者死亡
発生日時	平成27年7月4日 15時50分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大物地先（琵琶湖西部） 大物基地四等三角点から真方位119°400m付近 （概位 北緯35°12.6′ 東経135°56.2′）
事故の概要	水上オートバイOKUYAMAは、浮体をえい航中、浮体が浅瀬に上げられていた水上オートバイに接触し、浮体の搭乗者が死亡した。
事故調査の経過	平成27年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ OKUYAMA、0.2トン 250-53496大阪、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、96.4kW、平成20年5月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 45歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年9月10日 平成25年8月7日をもって失効していた。 搭乗者 男性 27歳
死傷者等	死亡 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 1、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り組み、知人1人を座席前部に乗せ、搭乗者を乗せた浮体（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索を使用してえい航し、大物の砂浜を発進し、同砂浜南東方沖で遊走した。 操縦者は、約10分間遊走を行った後、発進場所に戻ることにし、約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北西進した。 操縦者は、大物の砂浜に近づいたので、遠心力を利用して本件浮体を同砂浜に寄せようと思い、右に急旋回した。 操縦者は、大物の砂浜に寄せた本件浮体から搭乗者が降りなかった

	<p>ので、再度本件浮体を同砂浜に寄せるために2回目の急旋回をした後、スロットルレバーを放して後方を振り向いたところ、本件浮体が‘無人で浅瀬に上げられていた水上オートバイ6隻のうち一番南側の水上オートバイ’（以下「本件停留船」という。）に接触するのを見て、搭乗者を助けようとして湖に飛び込んだ。</p> <p>大物の砂浜から本船の遊走を見ていた知人（以下「本件目撃者」という。）は、本船が2回目の急旋回を始めて本件浮体が本件停留船に向かってのを見て、本件浮体が本件停留船に接触すると思い、湖に入って本件浮体を止めようとしたが、本件浮体の速力が速くて止めることができず、平成27年7月4日15時50分ごろ、本件浮体と本件停留船とが接触し、その衝撃で搭乗者が飛ばされる場所を目撃した。</p> <p>搭乗者は、本件停留船の北側で浅瀬に上げられていた水上オートバイに当たった。</p> <p>搭乗者は、救急車で病院に搬送されたが、6日01時17分ごろ死亡し、死因は右急性硬膜下血腫による出血性ショックと診断された。（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図、写真1 本件浮体の状況（カバー部分）、写真2 本件浮体の状況（気室部分） 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、知人5人と共にバーベキューをしたり、本船で遊走したりする目的で大物の砂浜に来ていた。</p> <p>操縦者は、これまでに浮体をえい航した経験が7～8回あった。</p> <p>操縦者は、大物の砂浜沖約7mの所でそれぞれ船首を南東方に向けていた本件停留船を含む6隻の水上オートバイを認めていた。</p> <p>操縦者は、大物の砂浜を発進する際、搭乗者に対して本件浮体から降りるタイミング等の打合せを行っていなかった。</p> <p>本件目撃者は、本船が発進場所に向けて約60km/hの速力で本件浮体をえい航しているものと思った。</p> <p>本件目撃者は、操縦者が砂浜にいる知人に本件浮体を振り回しているところを見てもらおうとして急旋回したものと思った。</p> <p>操縦者及び搭乗者等は、本事故当時、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>搭乗者の死因は、右急性硬膜下血腫による出血性ショックであった。</p> <p>本船は、大物の砂浜沖において、本件浮体をえい航中、操縦者が本件停留船に接近して右旋回したことから、本件浮体が遠心力により左</p>

	<p>舷方に振れて本件停留船と接触し、その衝撃で搭乗者が飛ばされて本件停留船の北側で浅瀬に上げられていた水上オートバイに当たって死亡したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、大物の砂浜沖において、本件浮体をえい航中、操縦者が本件停留船に接近して右旋回したため、本件浮体が遠心力により左舷方に振れて本件停留船と接触し、その衝撃で搭乗者が飛ばされて本件停留船の北側で浅瀬に上げられていた水上オートバイに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浮体をえい航する際は、安全な旋回半径及び速力で旋回すること。</li> <li>・ 浮体の搭乗者は、頭部保護用具を装着することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

付図2 事故発生経過概略図

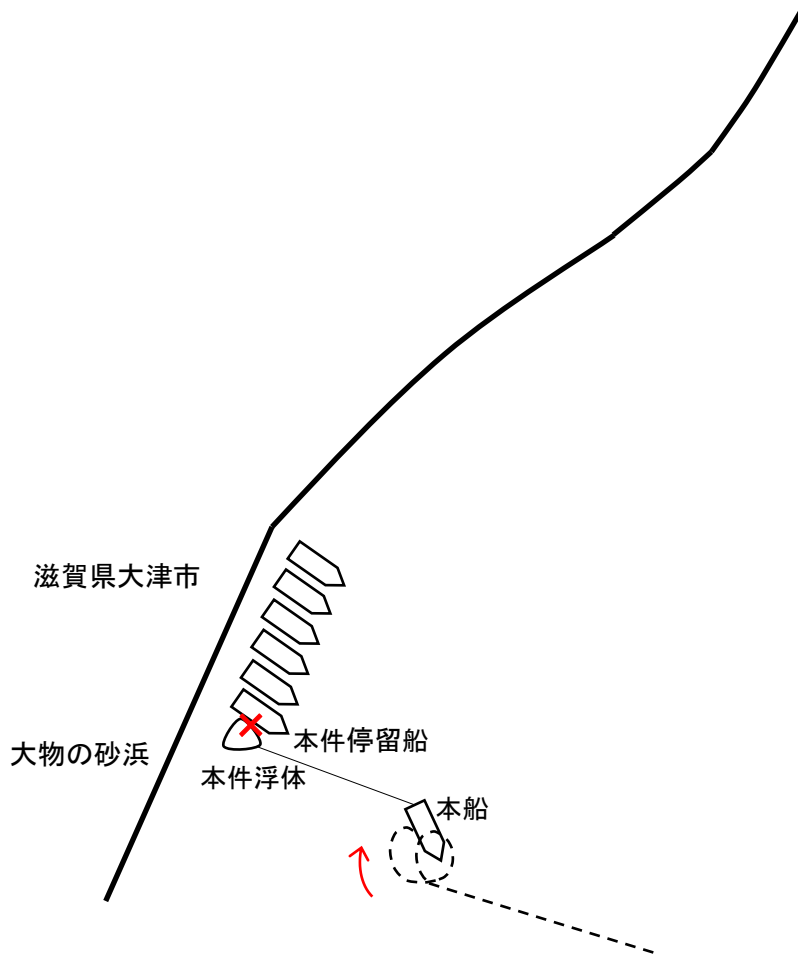


写真1 本件浮体の状況（カバー部分）



写真2 本件浮体の状況（気室部分）

